

社会的養護の充実に向けた具体的施策③

(3) 施設機能の見直し

施設体系のあり方について、改めて検討する必要がある。

各施設においては、当面の対応として、以下のような取組を進める必要がある。

- 1. 児童養護施設、乳児院**
家庭的環境でのケアを推進し、多様化・複雑化する子どもの課題に対応するため、ケア単位の小規模化の推進や家族との関係を再構築するための家庭支援の強化等を行う。
- 2. 情緒障害児短期治療施設**
治療的ケアを必要とする子どもを支援する施設として、高度な専門的支援を行うため、入所機能だけでなく、通所・外来機能の充実等を図る。
- 3. 児童自立支援施設**
子どもの特性に応じた教育的・治療的な支援を行うための職員の専門性の向上や、支援方法の研究・確立を行うほか、関係機関との連携等を進める。
- 4. 母子生活支援施設**
様々な課題を抱える母子に対し、その就労支援に加え、その養育機能の回復など、専門的なプログラムに基づく支援を行うことができるような体制整備とそのケアの在り方の確立を図る。